特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
紀美野町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
紀美野町長

公表日
令和6年8月9日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等及び和歌山県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、資格、賦課、収納、滞納管理及び保険給付に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課及び収納管理に必要な情報管理
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、内閣府・総務省令)第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第85の項 内閣府・総務省令第46条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町住民課、 税務課
②所属長の役職名	住民課長、 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課　〒640-1192　和歌山県海草郡紀美野町動木287　電話:073-489-2430

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町住民課・税務課　〒640-1192　和歌山県海草郡紀美野町動木287　電話:073-489-5903・5905

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	住民課長　増谷　守哉、　税務課長　西岡　秀育	住民課長、税務課長	事前	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策　1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策2. 特定個人情報の入手　目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策3. 特定個人情報の使用　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策3. 特定個人情報の使用　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策6．情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策7．特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策8．監査　実施の有無		自己点検	事前	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策9．従業者に対する教育・啓発従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事前	
令和4年8月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	紀美野町長は	紀美野町は	事前	
令和4年8月22日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	高齢者の医療の確保に関する法律等及び和歌山県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、資格、賦課、収納、滞納管理及び保険給付に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②保険料賦課及び収納管理に必要な情報管理	事後	再実施に伴う修正
令和4年8月22日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正等による変更
令和4年8月22日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルを取扱いに関する問合せ	紀美野町総務課　電話：073-489-2430	紀美野町住民課・税務課　電話：073-489-5903・5905	事前	
令和4年8月22日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数	令和1年5月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月22日	Ⅱ　しきい値判断項目　２．取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和6年8月9日	Ⅰ　関連情報 ３．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第９条第１項、別表第一　第５９項 並びに内閣府・総務省令第４６条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、内閣府・総務省令)第46	事後	再実施における法改正等の修正
令和6年8月9日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第１９条8号、別表第二の８０、８２、８３の項	番号法第19条8号、別表第85の項 内閣府・総務省令第46条	事後	再実施における法改正等の修正
令和6年8月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数	令和4年7月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	再実施に伴う時点更新のため
令和6年8月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数	令和4年7月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	再実施に伴う時点更新のため